

ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の 更なる対応（案）

ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応 たたき台（フロー）

ベビーシッターによる犯罪行為等の事案発生

事案概要をデータベースに掲載し、行政間で情報共有

捜査段階

起訴

事実関係の確定（刑確定）

事業停止命令・閉鎖命令又は廃止届

保育士登録の取消

行政処分的事実をデータベースで公開

ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応（たたき台）

1. 事業停止命令・閉鎖命令の発令、廃止届の提出

- 現行法上、ベビーシッターも含む認可外保育施設に対して事業停止命令・閉鎖命令を出すことは可能である。また、廃止届を出すよう指導することは可能。
- 一方、個人のベビーシッターに対し、事業停止命令・閉鎖命令を出した実例は無く、また、わいせつ行為等により拘留等されていた場合は、事実関係の確認や弁明の機会の付与などの手続きを踏むことが実質的に困難であり、施設に比してその運用上の要件が明確と言えない。

注：施設に対しては、施設内でわいせつ行為や虐待等が発生したものや、再三の指導に従わない事案について、閉鎖命令や緊急の事業停止命令を出した事例が過去複数存在。

⇒ 「認可外保育施設指導監督指針」（局長通知）に、事業停止命令・閉鎖命令を行うべき場合として明記するなどして、指導

2. 保育士登録の取消

- 保育士について、欠格事由に該当するおそれがある場合、認可保育所等の施設等から都道府県への報告を求め、欠格事由に該当した場合は、都道府県は保育士登録の取消しを行う。

⇒ 報告を求める対象を拡大し、ベビーシッター事業者（マッチングサイト運営者を含む）からも報告を求める。

3. 行政処分等に関するデータベースによる行政間の情報共有・公開

- 無償化を契機に、都道府県等に対する届出事項（資格や研修受講、指導監督の実績を含む）をデータベース化し、本年9月から保護者も閲覧できるようにする予定であり、ベビーシッターも含め掲載される（詳細は別添）
- ⇒ まず、事案が発生した際、このデータベースに、その概要を掲載し、都道府県等の担当者間で共有。
- ⇒ 次に、事実関係が確定し、事業停止命令・閉鎖命令等を発令した際、その旨データベースに公開。都道府県等の担当者間で共有するとともに利用者に情報提供を行ってはどうか。（注：「備考」欄に記述することを想定。そのため、記述すべき内容を示すことが必要。）
- ⇒ また、法人に登録されたベビーシッターがわいせつ行為等で刑が確定した場合、通常、登録抹消されることが想定されるが、事業者の協力を得て、該当するベビーシッターの情報を自治体間で共有し、重点的に指導監督に活用することを検討してはどうか。

「たたき台」に関する課題について（1）

1 事業停止命令・閉鎖命令の発令、廃止届の提出

<前提>

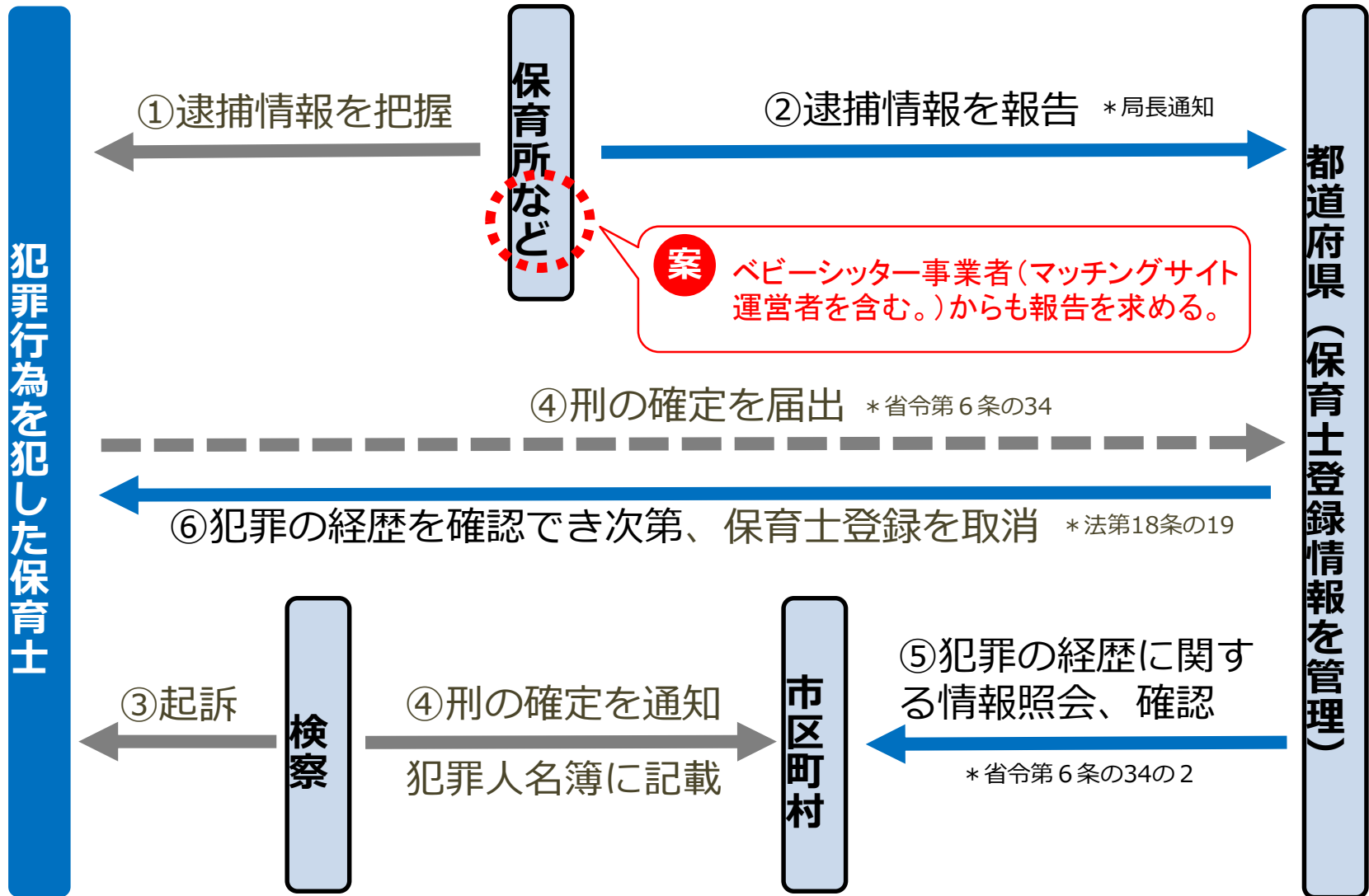
- 現行法上、ベビーシッターも含む認可外保育施設に対して事業停止命令・閉鎖命令を出すことは可能（児童福祉法第59条第5項）。
- 手続きとしては、改善勧告・弁明の機会の付与・児童福祉審議会からの意見聴取が必要（児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合であらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、緊急時の事業停止命令又は閉鎖命令を出すことができる）。

<「たたき台」に関する課題>

- 当該行政処分を行うのはどのような場合か（範囲の設定）。
- 手順と対応について（例：実刑判決が確定した場合、起訴猶予処分になった場合、被害届が取下げになった場合などの扱い）
- 届出制である以上、事業停止命令・閉鎖命令等の行政処分を受けても、再度届出を行い預かりを行うことは想定されるが、都道府県等はどうのように指導監督を行うべきか（通常、ベビーシッターについては児童の居宅で預かりを行うことを考慮し立入調査は行わない）。

「たたき台」に関する課題について（2）

2. 保育士登録の取消



<「たたき台」に関する課題>

- 事業者の範囲や報告すべき事項はどのようなものにするか。

「たたき台」に関する課題について（3）

3. 行政処分等に関するデータベースによる行政間の情報共有・公開

＜「たたき台」に関する課題＞

- 行政処分等を受けた場合の情報の公開の範囲
 - ・事業停止命令・閉鎖命令を受けたベビーシッターについては、都道府県等での共有にとどめ、一般に公開される範囲からは消しておくか。
 - ・または、事業停止命令・閉鎖命令を受けたベビーシッターについて、当該行政処分を受けた事実も含め、一般に公開するか。
 - ・公開する場合、当該行政処分を受けた事実にとどめるか、理由等の詳細も含めるか。

- 事案発生時の情報共有の範囲
 - ・「たたき台」では、事案が発生した場合、まずは発生した事実を行政間で共有することとしているが、ベビーシッター事業者やマッチングサイト運営者にも共有するか否か。

- 当該情報の掲載期間
 - ・掲載期間は、どのように設定するか。
 - ・また、掲載期間を、行政間向けと利用者向けで分ける必要はあるか。分ける場合どのように設定するか。

- 届出制である以上、事業停止命令・閉鎖命令等の行政処分を受けても、再度届出を行い預かりを行うことは想定されるが、その場合、行政処分歴を掲載することは可能か。

※データベースのイメージは次ページのとおり。

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: ログアウト

ホーム **施設情報の照会・登録・公表を行う** 事業者情報の照会・登録を行う 公表者が必要と認める事項の照会・登録を行う 非公表項目の設定を行う アカウントの確認・編集を行う

1 **施設情報の照会・登録・公表を行う**

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの戻るボタンは使用できません。

施設情報の照会・登録・公表を行う 画面操作ヘルプを表示する

管理対象の施設の情報をCSVファイルとしてダウンロードする

新しい施設の登録を行う

検索条件を入力する

事業所番号 (全て) 施設名 (全て)

都道府県 市区町村 (全て)

処理状況 (全て) 詳細情報入力状況 (全て)

営業状況 (全て) 最終更新ログインID (全て)

登録ログインID (全て)

施設類型 すべて 条件選択 (※条件を指定する場合はこちらを選択)

2 **検索** 検索結果をCSV形式で保存する



検索結果

アクション (選択してください) **実行**

選択	事業者名	施設名称	詳細情報 確認	事業所番号	処理状況	詳細情報 入力状況	営業状況	施設類型	複製して 新規登録	登録ユーザID	最終更新ユーザID	申請
<input type="checkbox"/>		3 詳細情報確認			申請待ち			ベビーシッター (居宅訪問型保育)			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			家庭的保育			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			ベビーシッター (居宅訪問型保育)			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			ベビーシッター (居宅訪問型保育)			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			事業所内保育			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			ベビーホテル			SYSTEM	
<input type="checkbox"/>		詳細情報確認	-		申請待ち			その他			SYSTEM	



子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: ログアウト

ホーム **施設詳細情報の編集を行う** 施設アカウントの確認・編集を行う

ホーム **施設詳細情報の編集を行う**

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの戻るボタンは使用できません。

施設詳細情報の編集を行う 画面操作ヘルプを表示する

施設名称 所轄する自治体 施設類型 申請年月日 処理状況 営業状況

ベビーシッター (居宅訪問型保育)

申請待ち

カテゴリ: [全て展開する] [全て閉じる]

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する 公表する

施設基本情報

施設・設備情報

利用定員等

サービス内容

指導監督等実績

前年度年次報告提出実績

前年度監査実績 (改善事項の有無)

備考

4 あり なし

指摘事項あり

指摘事項なし

前年度監査実績なし

備考欄に事業停止命令等の情報を記載

(参考) データベース (子ども・子育て支援情報共有システム) 掲載項目

入力 ○: 必須 空欄: 任意 **公表** ○: する △: 選択 空欄: しない
 (⇒ 自治体間の共有) (⇒ 利用者への情報提供)

※この他、大項目毎の備考欄や自治体毎の独自設定項目が設けられている。

大項目	小項目	① 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設		1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設					
		入力	公表	②ベビーシッター以外		③ベビーシッター法人		④ベビーシッター個人	
				入力	公表	入力	公表	入力	公表
施設基本情報	施設・事業所名	○	○	○	○	○	○	○	△
	設置者名・法人格・管理者	○	○	○	○	○	○	○	△
	所在地(住所)・電話	○	○	○	△	○	○	○	
	交通手段(最寄り駅等)	○	○	○	△				
	事業開始日	○	○	○	○	○	○	○	○
	届出受理日	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設類型区分 (ベビーホテル・事業所内保育、家庭的保育、ベビーシッター等)	○	○	○	○	○	○	○	○
	企業主導型保育事業(地域枠)		△						
	指導監督基準適合証明書交付(交付年月日)	○	○	○	○	○	○	○	○
施設・設備情報	建物構造(鉄筋コンクリート造、木造等)	○							
	建物構造(階数(●階建ての◆階))								
	建物形態(専用建物、ビル内、集合住宅等)								
	保育室等(数・面積)	○							
	調理室、医務室、便所、その他(数・面積)								
利用定員等	利用定員(年齢別・合計)	○	○	○	○	○	○		
	利用児童数(年齢別・合計)	○	○	○	○	○	○		
サービス内容	開所・閉所時間(平日・土・日祝)	○	○	○	○	○	○	○	○
	延長保育(有無・時間)	○		○		○		○	
	一時保育	○		○		○		○	
	夜間保育	○		○		○		○	
	24時間保育	○		○		○		○	
	病児保育								
	保育料(月極額・定期契約・一時預かり)								
	保育料以外の実費(食事代等)								
	保育従事者数(常勤・非常勤)	○	○	○	○	○	○		
	有資格者数(保育士、看護師、家庭的保育者等)	○	○	○	○	○	○	○	○
研修受講者数(居宅訪問型保育研修等)	○	○	○	○	○	○	○	○	
指導監督等実績	前年度年次報告提出実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	前年度監査実績(改善事項の有無)	○	○	○	○	○	○	○	○
	備考		△		△		△		△
その他	保険加入(加入保険名)	○		○		○		○	
	マッチングサイト関係(※ベビーシッターのみ)	—	—	—	—	—	—	○	○

■ 児童福祉法

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2（略）

3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（略）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

参考（関係箇所 の 抜粋）

■ 認可外保育施設指導監督の指針

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（法第59条第5項参照）

（留意事項25）「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。

・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

（留意事項26）施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

② 弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

（留意事項27）弁明の機会の付与は、行政手続法第29条から第31条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面等によって通知して行うこと。（略）

③ 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴くこと。

④ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。（法第59条第7項参照）

第5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、第3及び第4までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うこと。

(2) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うこと。

- ① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(留意事項28)上記の①から③までの具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第2 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね三分之一(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「(3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。(法第59条第6項参照)

参考条文（保育士関係箇所の抜粋）

■ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七節 保育士

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 保育士登録簿は、都道府県に備える。

3 都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第十八条の五各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 都道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第十八条の二十 都道府県知事は、保育士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第十八条の二十一 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

■ 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)

第六条の二 法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第六条の三十四 保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者
- 二 法第十八条の五第一号に該当するに至つた場合 当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人
- 三 法第十八条の五第二号、第三号又は第五号に該当するに至つた場合 当該保育士又は法定代理人

第六条の三十四の二 都道府県知事は、保育士が法第十八条の五各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求める方法によって、当該保育士が同条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

参考条文（保育士関係箇所の抜粋）

■ 児童福祉法

第七節 保育士

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
- 二 保育士試験に合格した者

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 保育士登録簿は、都道府県に備える。

3 都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第十八条の五各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 都道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第十八条の二十 都道府県知事は、保育士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第十八条の二十一 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。